

福井都市計画区域の整備、開発および保全の方針

平成26年2月28日

1 都市づくりの基本理念

(1) 豊かな自然や歴史を育む都市と県都づくり

少子高齢化が進行し（平成42年には3人に1人が高齢者）人口が平成12年をピークに減少に転じており、また、財政は硬直化する傾向にある。これらのことに加え、全国的にインフラの整備が進み居住地の選択の幅が広がってきており、また、余暇生活や心の豊かさを大切にする人が増加する等価値観が多様化している中、都市間の競争が激化していくと予測できる。

本都市計画区域は、県都である福井市域を有し、県全体の商業や業務等の中心として発展してきた。しかし、商業施設や業務施設等が集積する福井駅周辺を中心市街地では、人口の減少や未利用地の増加等の空洞化が進んでおり、松岡駅周辺の地域の拠点でも同様の現象がみられる。

これらに対応していくためには、都市の住民が暮らしやすく、地域への誇りや愛着を深め安心して住み続けていきたくなるように、また、他の都市の人が訪れ住みたくなるように、魅力あふれる都市を創造し、県都を活性化させていかなければならない。

そこで、本都市計画区域では、「繊維等の工業や県全体の中心的な役割を担う商業・サービス業等の産業」、「足羽山、蔵王山、足羽川および市街地周辺の田園等の優れた自然的環境」および「福井城址や永平寺町の旧街道沿いに点在する寺社や昔ながらの家屋等の歴史的・文化的な遺産」等の魅力的な都市の個性を守り・育てながら、適切な土地利用や市街地の整備を行っていく。

さらに福井市域では、県都としてふさわしい都市機能を充実させることで、県全体の活性化を図っていく。特に福井駅を中心とした市街地では、都市における人口や商業等の産業の見通しをふまえ、市域や県域で必要な公共施設、商業施設および業務施設等の集積を推進するとともに、各都市からの利便性を向上させるために、交通結節機能を強化していくことで、暮らしの豊かさを実感できるまちづくりを進める。

その結果、都市の快適性、利便性および防災性が向上し、人口や産業の流出の抑制や都心居住の回帰により都市が賑わい、また安心して暮らしていける魅力ある都市空間の創出が期待できる。

(2) 持続可能な都市づくり

県全体の中心として商業施設や業務施設等が集積し、また、世帯数や大規模小売店舗が増加していく傾向にあること等から、当面、市街化の圧力が高いと予測でき、この市街化の圧力を適切にコントロールしないと、都市の東部や西部等にひろがる田園や里山等の自然的環境が損なわれるおそれがある。

一方、長期的には、人口の減少や産業の空洞化が進行し、空き地や空き建物が増加することで、地域社会の衰退や既存の都市施設の遊休化等の問題が深刻になるおそれがある。

また、長期に及ぶ景気低迷、人口の減少および少子高齢化の進行等の社会経済情勢を考慮すると、今後、投資目的で使うことができる財源が乏しくなっていく可能性があり、更に効率的な公共投資の要請が高まっていくと考えられる。

これらに対応していくためには、積極的に低炭素まちづくり計画等を活用し、環境や財政等の面で持続可能な都市を目指して、公共交通と土地利用が一体となったコンパクトな市街地に誘導していかなければならない。

そこで、農村の地域社会の維持等を考慮した上で従来と同様に都市計画により積極的に市街化をコントロールしていくとともに、中心市街地では、都市における人口や商業等の産業の見通しをふまえ、本都市計画区域だけでなく県全体が活性化していくように、また歩いて暮らすことができるように土地を有効に利用し、また適切に市街地を整備していくことで、まとまりとメリハリのある市街地を形成していく。また低炭素まちづくり計画等を策定することでまちづくりと公共事業等を一体的に計画し、民間活力も活かしながら低炭素化に関する施策を総合的に推進する。

その結果、公共投資の効率性の向上、農地等の里地や里山の自然的環境の保全、地域社会の維持および防犯性の向上等の効果が期待できる。また、公共サービスに対する住民の負担の軽減、効率的な公共交通の運営、高齢者等の日常生活や社会活動の利便性の向上および既存の都市施設の遊休化の防止等人口の減少や高齢化に対応した都市構造に誘導できると考える。

(3) 都市間の交流・連携を促進する都市づくり

少子高齢社会による交通弱者の増加および今後も増大する都市施設の維持費等、取り組むべき課題がある。

また、製造品の出荷額や第2次産業就業者が減少していることから、産業の空洞化が進んでいるおそれがある。

これらに対応していくためには、都市基盤施設の整備・維持を適切に行い県内の地域間の連携を促進し、県域だけでなく更に広域的な圏域での活発な交流を促進する北陸新幹線や中部縦貫自動車道の整備によるインパクトをまちづくりに活かしていかなければならない。また、公共交通の利便性向上によりその利用促進を図っていく必要がある。

そこで、本都市計画区域では、北陸新幹線や中部縦貫自動車道を中心として、北陸圏、関西圏、中京圏、首都圏との交流および県内の各都市との連携を促進する交通網の整備を推進していく。また、北陸本線、越美北線、勝山永平寺線、三国芦原線および福武線の利用を促進する。特に、隣接する嶺北北部、丹南都市計画区域とは、生活圏の実態としても一体の都市圏を形成しているため、三国芦原線および福武線を中心として地域間の連携を促進する。

その結果、交流人口が増大し都市が賑わうこと、産業が活性化すること、必要な都市施設が効率的に整備され財政の負担が軽減することの効果が期待できる。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

老朽化した木造建築物が密集した危険な地域、水害や土砂災害の対策が十分にされていない地域では、防災性の向上が求められている。

また、東日本大震災をはじめとする自然災害を契機として、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、これまで以上に安全・安心に関する意識、地域コミュニティに関する意識が高まりつつある。

これらに対応していくためには、必要な都市施設の整備を進めながら、全ての県民が住み慣れた地域で安全に安心して住み続けられる都市づくりが必要である。

そこで、河川改修や砂防施設の整備、市街地再開発事業等のハード対策、適切な土地利用の誘導や地域コミュニティのつながりを活かした避難方法の確立などのソフト対策をあわせて防災対策を進め、安全・安心に住み続けられる都市づくりを目指す。

その結果、地域住民の生命・財産を守り、安全・安心が確保される事が期待される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

有り

(2) 区域区分の設定の判断理由

既に区域区分を設定している都市計画区域では、区域区分を前提として、計画的に土地利用、都市基盤施設の整備、市街地開発事業および自然的環境の保全・整備を行っており、土地の有効利用、効率的な公共投資および自然的環境の保全等の効果を、今後も積極的に維持していく必要があることをふまえ、判断すべきである。

本都市計画区域では、世帯分離や住宅の敷地規模の拡大等による住宅用地需要および大規模小売店舗の増加による商業用地需要等が発生する可能性がある。また、隣接する嶺北北部都市計画区域や丹南都市計画区域の用途地域外での開発圧力があり、福井市への通勤者が経年的に増加していることを考慮すると、潜在的な福井都市計画区域への市街化の圧力が、依然、高いと推測できる。

これらのことから、区域区分を廃止すると、無秩序な市街化（市街化調整区域への開発の分散）が進行し、公共サービスの効率性の低下、地球温暖化の進行、生物多様性の減少、災害の危険性の増大および営農環境の悪化等の問題を引き起こすおそれがあるため、今後も、区域区分を維持することとする。

3 市街化区域の規模と配置

(1) 10年後の市街化区域のおおむねの規模と配置

既に10年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての市街化区域は確保されており、また産業の規模が縮小していく傾向にある中、産業に要する計画的かつ具体的な市街化の見通しが無いため、10年後のおおむねの市街化区域の規模と配置は、現在の市街化区域を基本とする。

ただし、既に流通業務施設が立地している北陸自動車道福井北 IC の近辺が、中部縦貫自動車道の整備により更に流通業務地等の需要が高くなる可能性があるため、物流拠点等としての土地利用ができるよう、周辺環境に配慮して市街化区域への編入を検討する。

また、市街化区域に接する土地の区域について、土地利用の動向や基盤施設の整備状況を子細に検討し、市街化しているものは、「計画的な市街地形成を害さない」「自然環境、営農環境を害さない」「当該地区の市街地整備の方針が明確である」等、一定の条件を満たしたことを確認した上で市街化区域への編入を検討する。

なお、市街化区域への編入の検討を行う際は、併せて、市街化区域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みが無い区域で、当該市街化区域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、市街化調整区域への変更を検討する。

さらに、市街化区域の土地を有効に利用するため、人口減少や産業の空洞化により、空き地、空き建物が点在する地区では、土地の再編・集約化を検討する。

(単位：ha)

おおむねの市街化区域の規模	H22	H32	H37
福井市	4,685	4,685	4,685
永平寺町	189	189	189
合計	4,874	4,874	4,874

(2) 10年後の市街化区域に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	H22	H32	H37
福井市	205,400 (245,000)	200,900 (239,200)	196,300 (233,300)
永平寺町	6,800 (8,000)	6,400 (7,400)	6,100 (7,200)
合 計	212,200 (253,000)	207,300 (246,600)	202,400 (240,500)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	H22	H32	H37
福井市	75,000 (89,500)	75,600 (89,900)	75,200 (89,300)
永平寺町	2,400 (2,800)	2,300 (2,700)	2,300 (2,700)
合 計	77,400 (92,300)	77,900 (92,700)	77,500 (92,000)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模 (過去のトレンドによる将来の見通し)

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	H19	H32	H37
福井市	1,352,900	1,278,500	1,236,400
永平寺町	19,100	18,400	18,300
合 計	1,372,000	1,296,900	1,254,700

※行政区域全体の商業年間販売額

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	H22	H32	H37
福井市	351,100	340,200	333,400
永平寺町	13,300	14,100	13,400
合 計	364,400	354,300	346,800

※行政区域全体の製造品出荷額等

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件および土地利用の動向を考慮して、各用途を適正に配分することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等適正な都市環境を保持するように配置する。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 既成市街地

イ) 住宅地

○福井駅周辺の中心市街地では、商業施設、業務施設および公共施設が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、人口の減少や空き建物の増加等空洞化が進行している。このため、中心市街地の活性化のために、積極的に居住空間の配置を図る。

○福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、永平寺町の観音町駅北部および清水地区の清水グリーンハイツ等の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

ロ) 商業地

○福井駅周辺は、鉄道路線や、バス路線および幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、北陸新幹線の開業によりその重要性が更に高まるため、県域での中心的な商業地として商業施設や業務施設等の一層の集積を図る。

○越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部、清水地区および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の拠点となる商業地を維持する。

ハ) 工業地

○福井市の森田地区、花堂地区、三尾野地区および二日市地区や永平寺町等の工業地を維持する。

○鉄道貨物や自動車貨物の集配を行う施設が集積している南福井駅付近、中小の卸売問屋が集積している問屋団地周辺、福井市中央卸売市場をはじめとした流通施設が立地している市場周辺では、流通業務に適した交通基盤が整備されており、今後もこれらの流通業務地を維持する。

② 市街化区域への編入を検討する地域

○既に流通業務施設が立地している北陸自動車道福井北 IC の近辺が、中部縦貫自動車道の整備により更に流通業務地等の需要が高くなる可能性があるため、物流拠点等として土地利用ができるよう、周辺環境に配慮しながら、市街化区域への編入を検討する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

○工業地域や準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでいる地区が福井市や永平寺町で少なくなく、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、福井駅周辺の都市の中心的な商業地や越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部、清水地区の地域の拠点となる商業地の維持・活性化に配慮する。

② 用途の純化

○福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、永平寺町の観音町駅北部および清水地区の清水グリーンハイツ等の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

③ 用途の複合化

○福井駅周辺の中心市街地では、地域経済の維持・活性化や都心居住の推進のために、商業施設、業務施設および公共施設等の誘導すべき用途を明確にし、適切な土地利用調整を行った上で、複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針

① 市街地における建築物の密度構成に関する方針

イ) 住宅地

- 福井駅周辺の中心市街地では、家族世帯や高齢者世帯等の都心居住を推進するため、土地利用の動向や都市施設の整備状況を考慮して、歩いて暮らすことができる高密度な土地利用を図る。
- 越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部の地域の拠点となる商業地の周辺は、生活の利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。
- 福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、永平寺町の観音町駅北部および清水地区の清水グリーンハイツ等の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。また、必要に応じて最低敷地規模の設定や容積率・建ぺい率の引き下げを行う。

ロ) 商業地

- 福井駅周辺は、鉄道路線や、バス路線および幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、北陸新幹線の開業によりその重要性が更に高まるため、県域での中心的な商業地として、土地利用の動向を考慮して、既存の都市施設が有する機能を有効に活用でき、商業施設や業務施設等の一層の集積を可能にする高密度な土地利用を図る。
- 越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部、清水地区の商業地は、地域の拠点となる商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

ハ) 工業地

- 工業地・流通業務地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 高度利用に関する方針

福井駅周辺は、鉄道路線や、バス路線および幹線道路からなる県域での広域的な交通結節点であり、都市の生活利便性を向上させるため、買回り品等を扱う商業施設、業務施設および県域で必要な公共施設の集積を図るのにふさわしい地区である。

このため、福井駅周辺では、都市における人口や商業等の産業の見通しおよび望ましい中心市街地の将来像をふまえ、土地利用の動向および都市施設の整備状況を考慮して、高度利用地区等を活用して土地の高度利用を図ることで、県域での広域的な都市機能の集積を推進し、県内外の人々が活発に交流する、県都にふさわしい賑わいのある中心市街地を形成する。

(4) 市街化調整区域の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、市街化調整区域の開発は制限していくことを基本とする。

しかし、農村の地域コミュニティ維持等の特別な理由がある場合は、各市町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を阻害しない」、「良好な基盤整備の担保や生産基盤の確保ができる」、「開発に伴う土砂災害・浸水等の被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境に悪影響を及ぼさず、特に希少種の生育・生息する環境を阻害しない」という条件を満たす地区に限り、適切な規模で開発を許容する。

既に流通業務施設が立地している北陸自動車道福井北 IC の近辺が、中部縦貫自動車道の整備により更に流通業務地等の需要が高くなる可能性があるため、物流拠点等として土地利用ができるよう、市街化区域への編入を検討し、必要となった場合には周辺環境に配慮しながら、物流拠点や交通結節点としての機能が十分に発揮できる土地利用を図る。

(5) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 福井都心地区は、福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生を図る。
- 永平寺町の旧街道沿いでは、城下町としての歴史を感じる街割りや寺社および昔ながらの家屋が点在しているものの、現代的な街並みに埋没し個性的かつ魅力的な街並みの形成に活用されていないことから、これら歴史的遺産を活かした街並みの再生を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。

(6) 自然災害等への対策の方針

- 土砂災害の危険性の高い地域では、危険を周知し警戒避難体制の整備を図る。特に危険性の高い地域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。
- 河川氾濫による水害の危険性が高い地域では、浸水想定区域や浸水実績マップ等の防災情報の公表などにより新たな開発を抑制するとともに、水害に強い地区への誘導を図る。
- 農地等の貯水機能（流出抑制機能）低下の抑制のために、開発を行う場合の調整池の設置基準強化などにより、浸水被害の防止を図る。
- 地震等の災害時に避難地や防災拠点等となる都市公園の機能の見直しを図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

バス路線や鉄道路線の維持、活性化を図り、過度に自動車に依存する交通体系から自動車と公共交通が共存できる、誰もが利用しやすく環境にもやさしい交通体系へ転換する。

なお、新たに道路を配置する際には、計画的な市街地形成を害するような無秩序な開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。

② 整備水準の目標

県域を越えた広域的な交流、県内地域間の連携に寄与する道路整備により、2時間行動圏域（日帰り圏）、30分で到達できる周辺市町の増加を図る。

都市計画道路については、今後の社会情勢の変化と広域交通網の整備の動向から計画を見直し、必要な道路の整備を図る。

③ 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

○交通結節機能を向上させ、また広域交通網を強化するために、福井駅でのバス等の乗継ぎを可能にし、また、鉄道駅等の交通結節点において、公共交通の利用の需要を考慮し、駐車場や駐輪場の整備を図るとともに、これへのアクセス道路の整備を図る。

○鉄道利用者の利便性向上を図るため、三国芦原線と福武線の相互乗入を進める。

○自動車交通の円滑化や安全性の向上、鉄道による地域の分断の解消を図るため、福井駅付近の連続立体交差事業を推進する。

ロ) 道路の配置

- 北陸と関東を最短距離で結ぶとともに、地域産業の振興、文化の交流等、中部内陸沿線地域の一体的な発展に寄与するばかりでなく、災害時の緊急輸送道路および代替ルートの確保、救命救急医療施設へのアクセス強化を図るため、中部縦貫自動車道および関連アクセス道路の整備を促進する。
- 福井市街地を中心とした放射道路相互の交通を連結することにより、市内の渋滞を解消させ、交通の円滑化を促進させるとともに福井・嶺北北部都市間の連携強化を支援する福井外環状道路については、整備を検討する。
- 福井市の市街地と産業集積地・高規格幹線道路を連絡する道路の整備を促進する。
- 九頭竜川・足羽川の渡河箇所や北陸線・えちぜん鉄道の横断箇所が限られること、また、福井市の市街地内の交通容量が不足していることで、渋滞が発生している地点があり、この渋滞を解消するための道路の整備を図る。
- 市街地内の道路は、道路が有する公共空間の質的な向上を図るために、快適な歩行者空間の確保や景観等に配慮して整備する。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。また、路面公共交通の円滑な運行にも配慮する。

④ 交通施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の交通施設を以下に示す。

路線名	供用予定区間
国道 416 号	福井市重立町～永平寺町松岡吉野塚
主要地方道福井加賀線	福井市川合鷺塚町～坂井市春江町針原
主要地方道福井今立線	福井市西大味町～鯖江市上戸口町
主要地方道清水美山線	福井市大土呂町～半田町
一般県道福井森田丸岡線	福井市寺前町～上野本町
一般県道稲津松岡線	永平寺町松岡上吉野～松岡吉野
一般県道殿下福井線	福井市北堀町～金屋町
一般県道清水麻生津線	福井市杉谷町～今市町、福井市片山町～合谷町
都市計画道路福井縦貫線（電線地中化）	福井市松本 4 丁目～宝永 4 丁目、毛矢～新木田
福井駅付近連続立体交差	福井市大手～長本
中部縦貫自動車道 永平寺大野道路	福井市～永平寺町

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 汚水処理施設は、「新・福井県汚水処理施設整備構想」に基づいて、公共下水道、農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、長寿命化計画の策定や汚水処理施設の統合など持続可能な経営への質的転換を図りながら、汚水処理施設の整備を促進する。
- 未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 都市化の進展により、雨水の地下浸透や貯留能力が減少し、雨水流出量が増大する地域では、雨水対策を推進する。

② 整備水準の目標（市町の行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	H22	H32
福井市	90 (81)	100 (90)
永平寺町	99 (75)	99 (75)
合計	90 (81)	99 (89)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2（ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区	
	市街化区域内	市街化調整区域
福井市	麻生津、中藤、明新および森田地区の各一部	東藤島、六条、東郷、麻生津地区外
永平寺町	一部の残区域 ^{※1}	整備計画無し ^{※2}

※1 残区(地)域：各地区の残った未整備区(地)域

※2 整備計画無し：整備計画の予定が無い

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」、「土地区画整理事業との連携など地域開発に関連して緊急を要する河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 開発により、その土地が従来有していた浸透・貯留機能や遊水機能が失われ河川に負担がかかることのないように、土地利用規制や開発事業個別の調整池の設置など流域全体として総合的な治水対策を推進する。

ロ) 都市防災空間としての活用

- 人口や資産の集積が高い福井市中心市街地を流下する足羽川については、火災時の延焼遮断帯として位置付けるとともに、河川敷道路の緊急時の利用、河川水の消火用水としての利用など都市防災空間として活用できるように整備する。

ハ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、都市の潤いのある憩い空間、身近に自然とふれあえる空間として整備する。
- 都市化の進展や河川の直線化、平坦化、コンクリート護岸等により河川本来の多様な自然環境が失われた河川や水質汚濁が著しい市街地河川については、多様な自然環境を再生し自然浄化機能を回復するための施設を整備し、都市内に良好な水辺空間を再生する。
- 市町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。
- 都市化の進展により市街地内の水路の減少や平常時水量の減少により都市内の潤いのある水辺環境が失われている福井市街地については、九頭竜川の水を環境用水として水路等に導水することにより、身近にふれあえる水辺を街中に取り戻すとともに、河川・水路網の整備により河川や公園の緑地をネットワーク化し、水と緑豊かな潤いのある都市環境を創出する。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※ ¹	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※ ²
治水機能の確保	九頭竜川	0.8 (灯明寺地区)	河道掘削	(完成)
	八ヶ川 (北川)	2.6 (九頭竜川合流点～坂井市針原)	河道拡幅	1.1 (暫定改修完了)
	底喰川	5.9 (日野川合流点～JR北陸線)	河道拡幅	2.4 (暫定改修完了)
	荒川	10.6 (足羽川合流点～永平寺町松岡吉野堺)	河道拡幅	2.5 (重立工区)
	江端川	5.7 (日野川合流点～北陸自動車道)	河道拡幅	0.6 (江橋場川合流点～国道 8 号)
	馬渡川	2.1 (九頭竜川合流点～市道幾久地藏堂)	河道拡幅	0.2 (馬渡新橋上流～灯明寺川合流部上流)
	芳野川	3.5 (九頭竜川合流点～国道 8 号)	河道拡幅	(完成)

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間・移動空間づくり、中心市街地の活性化等のために、交通の利便性が高い福井駅等の交通結節点で、教育文化施設、医療施設および社会福祉施設等の公益的施設の集積を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

都市における核家族化の進行等による新たな宅地の需要に対応し、また、既成市街地内の居住環境の改善や防災性の向上のために、市街地内の公共施設整備が不十分な地区において計画的な市街地整備を図る。

また、既成市街地内で、交通結節点にあり、商業施設や業務施設等を集積させるべき地区でありながら有効な土地利用がなされていない地区については、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進を図る。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 市街化区域内で公共施設が未整備である地区において、宅地の需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化のため、計画的に土地区画整理事業を推進する。
- 福井駅周辺において、低未利用地の集約により土地を有効利用するため、土地区画整理事業の推進を図る。
- 商業施設や業務施設等の集積地であるにもかかわらず土地の有効利用が不十分で、また、防災上も問題がある地区において、市街地再開発事業等の推進を図る。
- 一定の基盤整備がなされている既成市街地内で、敷地が細分化され、低未利用地が点在している地区においては、公共施設の整備とあわせ、敷地の再編・集約化を目的とした土地区画整理事業の推進を図る。
- 防災上危険な密集地域においては、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公共施設空間の確保等、防災性の向上を目的として、市街地再開発事業等の推進を図る。
- 市街地再開発事業等を実施する場合には、地域の床需要に合わせて保留床の規模を決定するなど、まちの実情にあった計画とする。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に整備する予定の主な事業を以下に示す。

○土地区画整理事業

事業実施地区	施行地区面積 ha
森田北東部地区	240.4
市場周辺地区	191.9
福井駅周辺地区	16.6

○市街地再開発事業

事業実施地区	施行地区面積 ha
福井駅西口中央地区	0.7

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、足羽山、蔵王山、文殊山等の山岳、九頭竜川、足羽川、日野川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能を強化していくために、放射環状型の緑地を基本構造として、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

① 緑地の確保目標水準

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（市街化調整区域）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。

このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（市街化区域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

緑の基本計画が策定されている福井市では、同計画に基づいて計画的な施設緑地等の整備進捗を図り、確保目標水準の達成を目指す。

永平寺町ではふくい緑のランドデザインに基づく緑の基本計画を策定し、施設緑地等の整備を促進する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能をもつ緑地を確保する観点から都市公園の整備を進め、特に市街地内で、まとまった田園、里山および河川等に近接せず、緑地が少ない地区に、緑地の整備や道路の緑化等を促進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、足羽山等の里山、屋敷林や鎮守の森および九頭竜川や足羽川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全や整備を図る。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した九頭竜川等の河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針**① 施設緑地（都市公園等）**

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能および防犯機能の確保や放射環状型緑地の形成を考慮し、用途地域内の未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備する。

② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地区等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地区の活用を図る。

(5) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備する予定の10ha以上の都市公園を以下に示す。

所在地	公園名（10ha以上）	計画面積（ha）	H22までに供用済の面積（ha）	H32までに供用開始予定の面積（ha）
福井市	福井市総合運動公園	52.0	24.1	52.0

● 福井都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図



凡 例	
	都市計画区域
	市街地（市街化区域）
	高規格幹線道路・地域高規格道路
	国道・県道
	都市計画道路（幹線街路のみ）
	北陸新幹線
	その他の鉄道
	主要な河川
	供用済
	都市公園等（10ha以上）
	概ね10年以内に整備予定
	その他の緑地等
	住宅地
	商業地
	工業地
	特に開発を制限する地域
	自然環境を有する地域
	優良な農地を有する地域
	その他の地域

注）高規格幹線道路・地域高規格道路、国道・県道の破線は概ね10年以内に供用開始、口は構想路線
都市計画道路の破線は今後整備していく区間

